

令和7年 No.33

○東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程の一部を改正する規程の制定

改正理由

次世代学校リーダー養成コースで実施している教職大学院授業科目の先取り履修及び教職大学院特別履修プログラムにおける選考手続きを明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

3月13日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和7年3月14日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和7年規程第11号

東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程（平成6年規程第18号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学大学院教育学研究科科目等履修生規程の一部改正について

改正理由：次世代学校リーダー養成コースで実施している教職大学院授業科目の先取り履修及び教職大学院特別履修プログラムにおける選考手続きを明確にするため、
所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (入学資格) 第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 大学を卒業した者 (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 (3) 本学学部4年次に在籍する者で、所定の単位を優秀な成績で修得したと教育学研究科において認められたもの (4) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると教育学研究科において認められた者 〔省略〕 (入学者の選考) 第4条 前条の入学志願者に対しては、授業科目を開設する専攻において選考の上、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て学長が合否を決定する。 <u>ただし、第8条第2項各号に規定する者に対しては、授業科目を開設する専攻において選考の上、学長が合否を決定する。</u> (入学の許可) 第5条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。 <u>3 第2条第3号に規定する者に対しては、第1項に定める書類の提出を省略する。</u> 〔省略〕 (検定料、入学料及び授業料)	〔省略〕 (入学資格) 第2条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 大学を卒業した者 (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第102条の規定により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 (3) 本学学部4年次に在籍する者で、所定の単位を優秀な成績で修得したと教育学研究科において認められたもの (4) その他大学を卒業した者と同等以上の学力があると教育学研究科において認められた者 〔省略〕 (入学者の選考) 第4条 前条の入学志願者に対しては、授業科目を開設する専攻において選考の上、大学院教育学研究科運営委員会の議を経て学長が合否を決定する。 (入学の許可) 第5条 前条の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。 〔省略〕 (検定料、入学料及び授業料)

第8条 検定料，入学料及び授業料の額は，別に定めるところによる。 2 次の各号のいずれかに該当する者が入学する場合は，検定料，入学料及び授業料は徴収しない。 (1) 第2条第3号に規定する本学学生 (2) 特別履修プログラム登録者 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は，令和7年4月1日から施行する。</u>	第8条 検定料，入学料及び授業料の額は，別に定めるところによる。 2 次の各号のいずれかに該当する者が入学する場合は，検定料，入学料及び授業料は徴収しない。 (1) 第2条第3号に規定する本学学生 (2) 特別履修プログラム登録者 〔省略〕
---	---